

第9期 分別収集計画

令和2年度(2020年度) ～ 令和6年度(2024年度)

令和元年(2019年) 6月

箕面市

分別収集計画 目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1. 計画策定の意義

私たちの暮らしは経済成長によりたいへん豊かになったが、一方で大量生産、大量消費そして大量廃棄という社会のしくみと私たちのライフスタイルが、限りある資源を浪費し、自然環境を破壊するという問題を引き起こす結果となった。特に大量廃棄は、その処理にかかる経費の増大を招き、最終処分場の残余年数を少なくするなど極めて深刻な状況を招いている。

排出されたごみを行政の責任で処理することのみならず、消費者（市民）も生産者（事業者）も循環型社会の形成をめざして、それぞれがその役割を認識し生産・消費・廃棄の過程を変革していく必要がある。

本市においては、市民の快適な生活環境の確保と資源の有効活用を図るため、「箕面市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、容器包装廃棄物の分別収集を含めた、ごみの減量・資源化に取り組んでいるところである。環境に配慮した循環型社会の構築を目指すにあたり、市民・事業者・行政の協働のもと、それぞれの責任を認識するとともに、廃棄物を生産・流通・消費の各段階で発生を抑制し、環境負荷の少ないシステムを構築する必要がある。

本計画は、今日までの第8期分別収集計画の見込みとその実績をふまえ、第9期分別収集計画を策定するものである。本計画の策定により、容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、限りある資源の有効利用および循環型社会の形成が一層図られるものである。

2. 基本的方向

＊容器包装を含めた廃棄物の排出抑制、ごみの減量およびリサイクル社会の構築をめざす。

＊市民・事業者・行政の三者が協働し、一体となって分別収集計画に取り組む。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年(2020年)4月を始期とする5年間とし、3年後に見直しを行う。
次期見直しは令和4年度（2022年度）に行う。

4. 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、主としてスチール製容器、アルミニウム製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール製、その他の紙製容器包装、ポリエチレンテレフタレート（PET）製のものを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法 第8条 第2項 第1号)

(単位：t)

		2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
容器包装廃棄物		3,691	3,719	3,744	3,769	3,794
内 訳	スチール製容器	123	123	124	125	126
	アルミニウム製容器	147	148	149	150	151
	無色のガラス製容器	400	403	406	409	411
	茶色のガラス製容器	212	214	215	217	218
	その他のガラス製容器	392	395	398	400	403
	飲料用紙製容器	163	165	166	167	168
	段ボール	784	790	795	800	806
	その他の紙製容器包装	1,070	1,078	1,085	1,092	1,100
	ペットボトル	400	403	406	409	411

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法 第8条 第2項 第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため次の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者等のそれぞれの立場において役割分担し、相互に協力、連携を図る。

*啓発活動の充実

学校などにおける環境教育、処理施設見学会、広報紙、市ホームページなどを活用し、市民・事業者に対して、ごみ排出量、収集処理経費、最終処分場のひっ迫など、廃棄物行政の厳しい状況について情報を提供し、廃棄物減量等の認識を深めてもらう。

さらに、分別収集を通じた収集現場の中で、排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果などの啓発に積極的に取り組む。

*マイバック運動の取り組み

市民にマイバック持参による商品購入を促すとともに、事業所指導によりスーパーマーケット等小売店での簡易包装などに取り組む。さらに、市ホームページ内にて、市内のスーパーマーケット小売店事業者の店舗におけるマイバック持参率の公表を引き続き行う。

*レジ袋無料配布中止の取り組み

北摂地域に店舗がある事業者とレジ袋の無料配布を中止することを趣旨とする「北摂地域におけるマイバッグ等持参促進及びレジ袋削減に関する協定」の締結をした。平成30年6月1日より、順次レジ袋の無料配布の中止を開始した。その取り組みによって、レジ袋の発生抑制のみならず、使い捨てのライフスタイルを見つめ直す機会を図る。

また、環境省は令和元年6月にレジ袋の有料化について、早期に法整備する考えを示した。引き続き、本協定締結事業者の拡充やマイバッグの持参率向上に努めるとともに、環境省の動向に注視していく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類および当該容器包装廃棄物の収集にかかる分別の区分（法 第8条 第2項 第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		実施予定				
収集に係る分別の区分		R2	R3	R4	R5	R6
主としてスチール製容器 主としてアルミニウム製容器	あきかん					
主としてガラス製容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	あきびん					
主として紙製容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック					
主として段ボール製のもの	段ボール					
主としてその他の紙製容器包装であって上記以外のもの	その他紙					
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	ペットボトル					

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

収集見込み量

單位 (t)

		令和2年度 (2020年)		令和3年度 (2021年)		令和4年度 (2022年)		令和5年度 (2023年)		令和6年度 (2024年)	
容器包装廃棄物		2,080		2,097		2,111		2,125		2,140	
内訳	主としてスチール製容器	101		101		101		102		102	
	主としてアルミ製容器	134		134		134		135		135	
	無色のガラス製容器	324		325		326		327		328	
		0	324	0	325	0	326	0	327	0	328
	茶色のガラス製容器	187		187		188		188		189	
		0	187	0	187	0	188	0	188	0	189
	その他のガラス製容器	346		347		348		349		350	
		184	162	185	162	185	163	186	163	186	164
	主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原料としてアルミニウムが採用されているものを除く）	14		14		14		14		14	
	主として段ボール製のもの	775		777		779		782		784	
	主として紙製容器包装であって上記以外のもの	16		16		16		16		16	
		0	16	0	16	0	16	0	16	0	16
	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	210		210		211		212		212	
		0	210	0	210	0	211	0	212	0	212
主としてその他プラスチック製容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち白色トレイ		0		0		0		0		0	

*各欄の上段が合計。下段左側が指定法人への引渡量。右側が独自処理量。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量および容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近2年度の分別基準適合物等の収集実績（平均）} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
141,338人 (対前年度比)	141,739人 (対前年度比)	142,140人 (対前年度比)	142,541人 (対前年度比)	142,942人 (対前年度比)
100.9%	100.3%	100.3%	100.3%	100.3%

*令和2年度人口は「箕面市人口ビジョン（人口推計Ⅰ）」数値を使用（新市街地人口を反映）

（令和3～令和6年度は、「箕面市人口ビジョン（人口推計Ⅰ）」を均等割した数値を使用）

*令和2年度見込み量＝平成29・30年度の分別基準適合物等の収集実績（平均）×人口変動率

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法 第8条 第2項 第5号)

本市は、平成3年(1991年)4月から5種分別収集、平成9年(1997年)10月からペットボトルの拠点回収を開始している。また、平成27年(2015年)4月からペットボトルの戸別・ステーション・拠点回収を開始している。

なお、紙パック、段ボールおよびその他紙製容器包装は、自治会等の地域団体による集団回収を促進させるための経済的支援を継続する。

また、平成15年10月からごみ収集の原則無料制を導入し、排出抑制及び分別排出の徹底に向けたインセンティブとして継続する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階	備考
かん	スチール	あきかん	市による 定期収集	市	既実施
	アルミニウム				
びん	無色ガラス	あきびん	市による 定期収集	市	既実施
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	市民団体に よる集団回収	民間 回収業者	既実施
	段ボール	段ボール			
	その他 紙製容器包装	その他紙			
プラス チック	ペットボトル	ペットボトル	市による 定期収集 (拠点回収含 む)	市	既実施

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法 第8条 第2項 第6号)

あきかん・あきびんは環境クリーンセンター内のリサイクルセンターで選別し、ペットボトルは環境クリーンセンター内車庫棟にて減容し、圧縮後保管する。

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
かん	スチール	あきかん	かご型容器	2t ローター車	リサイクルセンター (選別・圧縮・保管)
	アルミニウム			3.5t パッカー車	
びん	無色ガラス	あきびん	かご型容器	2 t ダンプ車	*カレットは 選別後保管
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	十文字に縛る	2 tトラック	民間
	段ボール	段ボール	十文字に縛る	2 tトラック	民間
	その他 紙製容器包装	その他紙	十文字に縛る または袋	2 tトラック	民間
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	かご型容器 ネット	2 t ダンプ車 3.5t パッカー車	環境クリーン センター内で 減容、保管

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

燃えるごみ	原則無料（世帯人数に応じて無料袋配布。超過分は有料袋使用）
燃えないごみ	有料（指定ごみ袋使用）
大型ごみ	有料（大型ごみ処理券貼付）
資源ごみ	無料
有害ごみ	無料
ペットボトル	無料（拠点回収10箇所※・ステーション回収・戸別）

※令和元年（2019年）5月1日現在

*自治会等の地域団体による集団回収を促進するための経済的支援を行うとともに実施団体数や実施区域の拡大

*キャラバン回収（公共施設等を利用した拠点回収）の実施